

福島医発第1422号(地)
平成19年11月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

学校保健法施行規則一部改正について

学校保健法施行規則の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第32号)が平成19年10月1日に公布され、文部科学省より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

今回の改正の趣旨は、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針の一部改正の見込みがあること、及び労働安全衛生規則等の一部改正による、一般健康診断の項目の改正が行われたことを踏まえ、学校保健法施行規則に規定する職員の健康診断の規定について所要の改正を行うものであります。具体的には、職員の健康診断においては、検査項目に「腹囲」を新たに加えたこと、尿検査において、「糖」の検査について、検査項目から除くことができないこととしたこと、「血中脂質検査」について、血清総コレステロールに代わり、低比重リポ蛋白コレステロールの量の検査が加えられております。また、検査項目の改正に伴い、職員健康診断票の記入欄の改正が行われています。

さらに就学時健康診断票の様式について、麻疹及び風しんの定期予防接種歴を記入できるよう修正が行われています。

つきましては、本件について、学校医等へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明



(地Ⅱ114)

平成19年10月17日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

学校保健法施行規則一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第32号）が平成19年10月1日に公布され、本職に対し、改正内容についての周知方協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

今回の改正の趣旨は、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針の一部改正の見込みがあること、及び労働安全衛生規則等の一部改正による、一般健康診断の項目の改正が行われたことをふまえ、学校保健法施行規則に規定する職員の健康診断の規定について所要の改正を行うものであります。具体的には、職員の健康診断においては、検査項目に「腹囲」を新たに加えたこと、尿検査において、「糖」の検査について、検査項目から除くことができないこととしたこと、「血中脂質検査」について、血清総コレステロールに代わり、低比重リポ蛋白コレステロールの量の検査を加えております。また検査項目の改正に伴い、職員健康診断票の記入欄の改正を行っております。

さらに就学時健康診断票の様式について、麻疹及び風疹の定期予防接種歴を記入できるよう修正を行っております。

つきましては、本件に関し、ご了解いただくとともに、学校医等への周知方よろしくお願い申し上げます。





19ス学健第17号
平成19年10月11日

社団法人日本医師会常任理事
内 田 健 夫 殿

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課長 作 花 文 雄



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このたび、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第32号）が平成19年10月1日に公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました（ただし、就学時健康診断票に係る改正規定については公布の日より施行）。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、関係団体等に対して周知いただければ幸いです。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長においては、別添のとおり、それぞれ所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び域内の市町村教育委員会等に対して、この旨を周知するよう、平成19年10月1日付け19文科ス第257号文部科学省スポーツ・青少年局長通知を発出しています。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、脳・心臓疾患につながる内臓脂肪症候群等の所見を有する労働者が増加しているなどの状況にかんがみ、①健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針の一部が改正される見込みであること、②労働安全衛生規則等の一部が改正され、一般健康診断の項目の改正が行われたことを踏まえ、学校においても、学校保健法施行規則に規定する職員の健康診断に係る規定について所要の改正を行うものであること。

そのほか、就学時健康診断票の様式について所要の改正を行うものであること。

第二 改正の概要

1 職員の健康診断について

(1) 検査項目について

検査項目に「腹囲」を新たに加え、以下の職員については検査を省略することができることとしたこと。

- ・ 40歳未満の職員（35歳の職員を除く。）
- ・ 妊娠中の女子職員その他の職員であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ BMIが20未満である職員
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが22未満である職員に限る。）

においては、これを除くことができるものであること（第10条第1項第1号及び第3項関係）。

(2) 方法及び技術的基準について

- ① 「尿」の糖の検査について、検査項目から除くことができないこととしたこと（第11条第5項関係）。
- ② 「血中脂質検査」について、血清総コレステロールに代わり、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を加えたこと（第11条第9項関係）。

(3) 職員健康診断票について

「腹囲」の記入欄を設けるなど所要の改正を行ったこと。（第4号様式関係）。

2 就学時健康診断票について

麻疹及び風疹の定期の予防接種歴を記入できるよう修正したと。様式の（注）に記載された「予防接種」の欄の記入方法について、結核予防法に関する記述を削除したこと（第1号様式関係）。

第三 留意事項

就学時の健康診断を行うに当たっては、「学校保健法施行規則の一部を改正等について」（平成14年3月29日付け13文科ス第489号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）別紙一に定める「就学時の健康診断の実施について」において、予防接種を受けていない者には予防接種を受けるよう指導することとされていることを踏まえ、予防接種歴の確認及び指導を適切に行うこと。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局

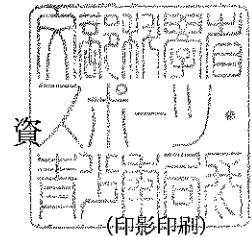
学校健康教育課保健指導係

TEL：03-6734-2918

19文科ス第257号
平成19年10月1日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
各国公私立高等専門学校長

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋 口 修



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第32号）が平成19年10月1日に公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました（ただし、就学時健康診断票に係る改正規定については公布の日より施行）。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれましては、それぞれ所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び城内の市町村教育委員会等に対しても、この旨を周知徹底されますよう併せてお願いします。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、脳・心臓疾患につながる内臓脂肪症候群等の所見を有する労働者が増加しているなどの状況にかんがみ、①健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針の一部が改正される見込みであること、②労働安全衛生規則等の一部が改正され、一般健康診断の項目の改正が行われたことを踏まえ、学校においても、学校保健法施行規則に規定する職員の健康診断に係る規定について所要の改正を行うものであること。

そのほか、就学時健康診断票の様式について所要の改正を行うものであること。

第二 改正の概要

1 職員の健康診断について

（1）検査項目について

検査項目に「腹囲」を新たに加え、以下の職員については検査を省略することができることとしたこと。

- ・ 40歳未満の職員（35歳の職員を除く。）
- ・ 妊娠中の女子職員その他の職員であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ BMIが20未満である職員
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが22未満である職員に限る。）

においては、これを除くことができるものであること（第10条第1項第1号及び第3項関係）。

（2）方法及び技術的基準について

「尿」の糖の検査について、検査項目から除くことができないこととしたこと（第11条第5項関係）。

「血中脂質検査」について、血清総コレステロールに代わり、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を加えたこと（第11条第9項関係）。

（3）職員健康診断票について

「腹囲」の記入欄を設けるなど所要の改正を行ったこと。（第4号様式関係）

2 就学時健康診断票について

麻しん及び風しんの定期の予防接種歴を記入できるよう修正したこと。様式の（注）に記載された「予防接種」の欄の記入方法について、結核予防法に関する記述を削除したこと（第1号様式関係）。

第三 留意事項

就学時の健康診断を行うに当たっては、「学校保健法施行規則の一部を改正等について」（平成14年3月29日付け13文科ス第489号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）別紙一に定める「就学時の健康診断の実施について」において、予防接種を受けていない者には予防接種を受けるよう指導することとされていることを踏まえ、予防接種歴の確認及び指導を適切に行うこと。

学校保健法施行規則の一部を改正する省令要綱

- 一 腹囲を検査項目に追加すること等職員の健康診断の項目を改めること。（第十条関係）
- 二 職員の健康診断の方法及び技術的基準を改めること。（第十一条関係）
- 三 就学时健康診断票の様式を改めること。（第一号様式条関係）
- 四 職員健康診断票の様式を改めること。（第四号様式条関係）
- 五 この省令は、平成二十年四月一日から施行し、第一号様式の改正規定は、公布の日から施行すること。

（附則関係）

学校保健法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

。学校保健法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（検査の項目） 第十条 法第八条第一項の健康診断における検査の項目は、次の通りとする。 - 一 身長、体重及び腹囲 - 二 視力及び聴力 - 三 結核の有無 - 四 血圧 - 五 尿 - 六 胃の疾病及び異常の有無 - 七 貧血検査 - 八 肝機能検査 - 九 血中脂質検査 - 十 血糖検査 - 十一 心電図検査 - 十二 その他の疾病及び異常の有無 2 （略） 3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女子職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十二未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。 体重（kg）	（検査の項目） 第十条 法第八条第一項の健康診断における検査の項目は、次の通りとする。 - 一 身長及び体重 - 二 視力及び聴力 - 三 結核の有無 - 四 血圧 - 五 尿 - 六 胃の疾病及び異常の有無 - 七 貧血検査 - 八 肝機能検査 - 九 血中脂質検査 - 十 血糖検査 - 十一 心電図検査 - 十二 その他の疾病及び異常の有無 2 （略） 3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

$$BMI =$$

身長 (m)²

(方法及び技術的基準)

第十一条 法第八条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第一条(同条第十号中知能に關する部分を除く。)の規定を準用する。

2 4 (略)

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。

6 8 (略)

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

(方法及び技術的基準)

第十一条 法第八条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第一条(同条第十号中知能に關する部分を除く。)の規定を準用する。

2 4 (略)

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。ただし、前条第一項第十号の血糖検査を受けた職員については、糖の検査を除くことができる。

6 8 (略)

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

改正後

第1号様式(用紙 日本工業規格A4縦型)(第2条関係)

就 学 時 健 康 診 断 票

氏 名		性 別	男 女	健康月	健康診断日
就学予定者	生 年 月 日	年 月 日生	年 齢	氏 現 住 所 名	
住 所				保護者	就学予定の係
主 な 既 往 症					
予 防 接 種		ボリオ BCG 三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） 麻疹 風疹 日本脳炎			
栄養状態	米不飽傾向	耳 鼻 咽 頭 疾 患			
背 柱	皮膚 疾 患				
胸 郭	肺 乳 処 置				
視 力	右 () 左 ()	歯 未 処 置			
聴 力	右 左	歯 数 永 久 歯 未 処 置			
眼の疾病及び異常		口腔の疾病及び異常			
その他の疾病及び異常					
担当医 師 所 見					
担当歯科医師所見					
事後治療	治療 勧 告				
増上必要な助言	就学に関し保健				
置 所 の 他					
備 考					

(注)各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
1、2 略
3「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による定期の予防接種の種類及び接種年月日を記入する。
4～16 略

現行

第1号様式(用紙 日本工業規格A4縦型)(第2条関係)

就 学 時 健 康 診 断 票

氏 名		性 別	男 女	健康月	健康診断日
就学予定者	生 年 月 日	年 月 日生	年 齢	氏 現 住 所 名	
住 所				保護者	就学予定の係
主 な 既 往 症					
予 防 接 種		ボリオ BCG 三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） 麻疹 風疹 日本脳炎			
栄養状態	米不飽傾向	耳 鼻 咽 頭 疾 患			
背 柱	皮膚 疾 患				
胸 郭	肺 乳 処 置				
視 力	右 () 左 ()	歯 未 処 置			
聴 力	右 左	歯 数 永 久 歯 未 処 置			
眼の疾病及び異常		口腔の疾病及び異常			
その他の疾病及び異常					
担当医 師 所 見					
担当歯科医師所見					
事後治療	治療 勧 告				
増上必要な助言	就学に関し保健				
置 所 の 他					
備 考					

(注)各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
1、2 略
3「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）及び歯槽予防法（昭和26年法律第76号）の規定による定期の予防接種の種類及び接種年月日を記入する。
4～16 略

改正後

第4号様式(用紙 日本工業規格A4縦型)(第12条関係)

職

員

健

康

診

断

票

学校 氏名		年齢		職		性別		男女		生年月日		年		月		日生	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
健康	診	断	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日生
身長	身長	身長	(cm)														
体重	体重	体重	(kg)														
体	体	体															
重	重	重															
量	量	量	(kg)														
B	B	B	M														
視	視	視	力														
聴	聴	聴	力														
結	間接撮影	所	見														
直接撮影	所	見															
撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日
フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査
病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病
血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血
尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿
胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃
腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎
肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝
胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆
膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸
血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血
心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心
電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電
図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常
指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導
事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

(注)

1 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
イ 「身長」、「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位までを記入する。
ロ BMIは、次の算出により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

ハ 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
ニ 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線右下にそれぞれ記入する。

ホ 「尿」の欄 尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。

ト 「胃」の欄 胃の疾病及び異常の欄 疾病又は異常の病名を記入する。

チ 「事後措置」の欄 第13条第2項の規定により決定した指導区分を記入し、及び医師が押印する。

リ 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。

又 以上のほか、各欄の記入については、第1号様式の「(注)」による。

2 他の学校から移ってきた職員については、送付を受けた健康診断票に空欄がある場合は、これを用いる。

現行

第4号様式(用紙 日本工業規格A4縦型)(第12条関係)

職

員

健

康

診

断

票

学校 氏名		年齢		職		性別		男女		生年月日		年		月		日生	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
健康	診	断	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日生
身長	身長	身長	(cm)														
体重	体重	体重	(kg)														
体	体	体															
重	重	重															
量	量	量	(kg)														
B	B	B	M														
視	視	視	力														
聴	聴	聴	力														
結	間接撮影	所	見														
直接撮影	所	見															
撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日
フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号	フィルム番号
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査	聴診、打診その他の検査
病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病
血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血
尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿	尿
胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃	胃
腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎	腎
肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝	肝
胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆	胆
膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵	膵
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸	腸
血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血	血
心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心	心
電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電	電
図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図	図
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常	その他の疾病及び異常
指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導	指導
事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

(注)

1 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
イ 「身長」、「体重」の測定単位は、小数第1位までを記入する。
ロ BMIは、次の算出により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

ハ 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
ニ 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線右下にそれぞれ記入する。

ホ 「尿」の欄 尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。

ト 「胃」の欄 胃の疾病及び異常の欄 疾病又は異常の病名を記入する。

チ 「事後措置」の欄 第13条第2項の規定により決定した指導区分を記入し、及び医師が押印する。

リ 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。

又 以上のほか、各欄の記入については、第1号様式の「(注)」による。

2 他の学校から移ってきた職員については、送付を受けた健康診断票に空欄がある場合は、これを用いる。

文部科学省令第三十二号

学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十月一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「及び体重」を「、体重及び腹囲」に改め、同条第三項中「身長を」の下に「、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女子職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十二未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を」を加え、同項に次の式を加える。

体重（kg）

BMI = —————

kg/m²

第十一条第五項中ただし書を削り、同条第九項中「血清総コレステロール」を「低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）」に改める。

第一号様式を次のように改める。

就 学 時 健 康 診 断 票

						健康診断 年 月 日		
就学 予 定 者	氏 名		性 別		男 女	保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日		年 月 日生		年 齢		現 住 所	
	現 住 所						就 学 予 定 の 係 と 者 関	
主 な 既 往 症								
予 防 接 種			ポリオ B C G 3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻疹 期・期 風疹 期・期 日本脳炎					
栄 養 状 態		栄 養 状 態	栄 養 状 態		耳 鼻 咽 頭 疾 患			
		不 良	満 向					
脊 柱				皮 膚 疾 患				
胸 郭				歯 齲 乳 歯 永 久 歯 数	処 置			
視 力	右	()			未 処 置			
	左	()			処 置			
聴 力	右				未 処 置			
	左				その他の歯の疾病及び異常			
眼の疾病及び異常					口 腔 の 疾 病 及 び 異 常			
そ の 他 の 疾 病 及 び 異 常								
担 当 医 師 所 見								
担当歯科医師所見								
事 後 措 置	治 療 勸 告							
	就学に関し保健 上 必 要 な 助 言							
	そ の 他							
備 考								

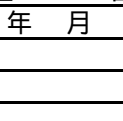
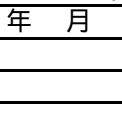
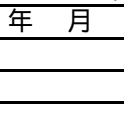
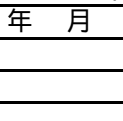
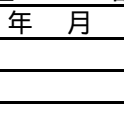
(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状況」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
- 5 「^{せき}脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸郭」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をかつこの左側に記入し、^{きょう}矯正視力を検査したときは、これがかつこ内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル(聴力レベル表示による。)を聴取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉頭疾患^{いん}」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「^う齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の^う齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等^{てん}歯冠修復によつて歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、^う齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが^{うしよく}齲蝕の再発等によつて処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の^う齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」

不正咬合^{こう}(機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの)等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患(歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの)等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第5条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師が必要と認める所見を記入し、及び押印する。
- 14 「事後処置」の欄 法第5条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾病等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。

第四号様式を次のように改める。

職 員 健 康 診 断 票

学校の名称					性 別		男	女	生年月日	年	月	日生		
氏 名				職				年	年	年	年	年		
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		
健康診断	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
身長	(cm)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
体重	(kg)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
腹 囲	(cm)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
B	M	I												
視 力	右	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	左	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
聴 力	右													
	左													
結 核	間 接 撮 影	撮影年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
		フィルム番号												
	直 接 撮 影	撮影年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
		フィルム番号												
核 心	間 接 撮 影	所 見												
		所 見												
	直 接 撮 影	所 見												
		所 見												
咳 痰 検 査	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
塗 培	塗	培	塗	培	塗	培	塗	培	塗	培	塗	培		
聴診、打診その他の検査	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
病 名														
備 考														
血 圧	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
尿 糖														
胃の疾病及び異常														
貧血検査	血色素量 (g / dl)													
	赤血球数 (万 / mm ³)													
肝機能検査	G O T (IU / l)													
	G P T (IU / l)													
	γ - G T P (IU / l)													
血 中 脂 質 検 査	L D L コレステロール (mg / dl)													
	H D L コレステロール (mg / dl)													
	トリグリセライド (mg / dl)													
血 糖 検 査														
心 電 図 検 査														
その他の疾病及び異常														
指 導 区 分														
事 後 備 考														
備 考														

(注)

1 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

イ 「身長」、「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位までを記入する。

ロ BMIは、次の算出により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$

ハ 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。

ニ 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線右下にそれぞれ記入する。

ホ 「尿」の欄 尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。

ヘ 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。

ト 「指導区分」の欄 第13条第1項の規定により決定した指導区分を記入し、及び医師が押印する。

チ 「事後措置」の欄 第13条第2項の規定によって学校の設置者が取るべき事後措置に関し必要な事項を記入する。

リ 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。

ヌ 以上のほか、各欄の記入については、第1号様式の「(注)」による。

2 他の学校から移ってきた職員については、送付を受けた健康診断票に空欄がある場合は、これを用いる。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

学校保健法施行規則の一部を改正する省令参照条文

。学校保健法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）（抄）

（就学時の健康診断）

第四条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

（職員の健康診断）

第八条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第九条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第四条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に関するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

。学校保健法施行令（昭和三十三年六月十日政令第百七十四号）（抄）

（就学時健康診断票）

第四条 市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行つたときは、文部科学省令で定める様式により、就学時健康診断票を作成しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから十五日前までに、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

。学校保健法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）（抄）

（就学時健康診断票）

第二条 学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する就学時健康診断票の様式は、第一号様式とする。

（検査の項目）

第十条 法第八条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 視力及び聴力
- 三 結核の有無
- 四 血圧
- 五 尿
- 六 胃の疾病及び異常の有無
- 七 貧血検査
- 八 肝機能検査
- 九 血中脂質検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査
- 十二 その他の疾病及び異常の有無
- 2 妊娠中の女子職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。
- 3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

（方法及び技術的基準）

第十一条 法第八条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第一条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。

3 前条第一項第三号の結核の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、エックス線間接撮影によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、エックス線直接撮影及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第一項第四号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するものとする。

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。ただし、前条第一項第十号の血糖検査を受けた職員については、糖の検査を除くことができる。

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、エックス線間接撮影により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

7 前条第一項第七号の貧血検査は、色素量及び赤血球数の検査を行う。

8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γGTP）の検査を行う。

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

（健康診断票）

第十二条 学校の設置者は、法第八条第一項の健康診断を行ったときは、第四号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

2 学校の設置者は、当該学校の職員がその管理する学校から他の学校へ移つた場合においては、その作成に係る当該職員の健康診断票を異動後の学校の設置者へ送付しなければならない。

3 職員健康診断票は、五年間保存しなければならない。

。健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）（抄）

（健康診査の実施等に関する指針）

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

。労働安全衛生法（昭和四十四年六月八日法律第五十七号）（抄）

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

。労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）（抄）

（雇入時の健康診断）

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断

の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第一項第六号において「貧血検査」という。）
- 七 血清グルタミックオキサロセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
- 八 低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。）
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（次条第一項第十号において「尿検査」という。）
- 十一 心電図検査

（定期健康診断）

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査

十一 心電図検査

2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目とする。

一 満十六歳に達する日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項、第四十四条の二及び第四十六条において同じ。）に前条又は前項の規定により行われた健康診断の際要観察者（胸部エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者及び担当の医師が結核の発病のおそれがあると認めた者をいう。次号において同じ。）とされなかった者に対してその者が満十七歳に達する日の属する年度及び満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断

二 満十七歳に達する日の属する年度に前条の規定により行われた健康診断の際要観察者とされなかつた者に対してその者が満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断

3 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

4 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項 前段の健康診断を受けた者（前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

5 第一項第三号に掲げる項目（聴力の検査に限る。）は、四十五歳未満の者（三十五歳及び四十歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力（千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。）の検査をもつて代えることができる。

（健康診査等指針との調和）

第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

。予防接種法（昭和二十三年六月三十日法律第六十八号）（抄）

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第九条において「保健所を設置する市」という。）にあつては、都道府県知事とする。）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接

種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

。予防接種法施行令（昭和二十三年七月三十一日政令第百九十七号）（抄）

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかつている者又はかかつていたことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかつていたことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾 病	定期の予防接種の対象者
ジフテリア	一 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
百日せき	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
麻疹	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者

	二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎	一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者
破傷風	一 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
結核	生後六月に至るまでの間にある者
インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 前項の表結核の項下欄の規定にかかわらず、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、結核に係る定期の予防接種の対象者は、生後一歳に至るまでの間にある者とする。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する
省令 (厚生労働九六)

〔告 示〕

○平成十年労働省告示第八十八号 (労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件) の一部を改正する件
(厚生労働二四八)

○使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同二四九)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(同二五〇)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成十八年度第四・四半期予算使用の
状況 (内閣)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第九十六号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第六十六条第一項、第六十六条の三、第百三条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年七月六日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号) の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「体重」の下に「腹囲」を加え、同条第八号中「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール (LDLコレステロール)」に改める。

第四十四条第一項第三号中「体重」の下に「腹囲」を加え、同条第三項中「及び第六号から第十号まで」を「第六号から第九号まで及び第十一号」に改める。

第四十五条の二第四項中「第四十四条第三項」を「同条第三項」に、及び第六号から第十一号まで」を「第六号から第九号まで及び第十一号」に改める。

様式第五号を次のように改める。

陸人（紫野）

[illegible]

- 1 労働安全衛生規則第94条、第97条並びには第68条の雇入均等の健康診断又は労働安全衛生法第67条の健康診断を行つたこと。
- 2 B M I に、次の算式により算出すること。
$$B M I = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$
- 3 「能力」の意味は、適正でない場合は（ ）外に、補正してある場合は（ ）内に記入すること。
- 4 1 その他の健康状態の欄は、労働安全衛生規則第94条の健康診断及び労働安全衛生法第67条の健康診断のうち、それ以外の該当項目の項目についての結果を記入すること。
- 5 「医師の診断」の欄は、異常ない、要観察程度、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 6 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異状の所見があると判断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 7 「労務医所による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第94条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 8 「専科医所の意見」の欄は、専任医所による健康診断の結果、異状の所見があると判断された場合に、就業上の措置について専任医所の意見を記入すること。

牙 牙 人 之 世 也

[illegible]

株式會社 (第1公開) (三) (東証)

[illegible]

附

1 労働安全衛生法第24条、第25条若しくは第26条から第28条までの規定（第24条、第25条は全労生連生協会が所管の建設現場（雇入時の建設現場を除く。）又は同法第68条の2の建設現場を行ったときに用ゐること。

2. 他の広義精神健康事項出づる旨の欄には、当該方健者が特定の薬物に耽っていることにより行うことになっている法電の健康は所がある場合に、次の番号を記入すること。

1. 硝酸銀液
2. 鉛
3. 四アルギル油
4. 特選比牛物語
5. 新風四件集
6. 龍溪故紙張
7. 竹
8. 江戸物語
- 品

3 BMIは、次の算式により算出すること。

$$\text{BMI} = \frac{\text{BW (kg)}}{\text{H}^2 (\text{m}^2)}$$

野矢 (四)

[illegible]

つけること。なお、労働安全衛生規則第46条第5項の規定により医師が相当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの聴力をそれぞれ、600ヘルツの所に記入すること。

6 : その他の指定施設)の例は、労働安全衛生監理所及び労働安全衛生部第66条第4項の規定により認定された労働局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの調査対象以外の項目についての結果を記入すること。

7 「医師の診断」の挿入、異常なし、薬物投与後、薬治療中の医師の診断を記入すること。

8 「医師の意見」の項は、検査診断の結果、異容の所見があると判断された場合に、検査上の措置について医師の意見を記入

4022.

9 「世科医局による睡眠診療」の類は、労働安全衛生規則第154条の規定が所を基礎とした場合に記入すること。

10 「国科医師の意見」の類は、国科医師による延誤診断の類案、誤案の所見があると記された場合に、執業上の指図について

模式第5号 (第51条関係) (3)

海外派遣労働者健康診断受入票（派遣前・帰国後）

[illegible]

第 3 版

1 労働安全衛生法第45条の2の健康診断を行ったときに用いること。

2 表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。

3 BMIは、次の算式により算出すること。

休重 (ix)

$$\text{BMI} = \frac{\text{kg/m}^2}{\text{m}^2}$$

「超五」の図は、修正していない場合は（ ）外に修正している場合は（ ）内に記入すること。

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

[illegible]

「区即の診断」の概は、英名なし、英和語換置、英和語等の医師の診断を記入すること。

6 「医師の意見」の概は、臨床診断の結果、異常の所見があると診断された場合には、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告

示

○厚生労働省告示第二百四十八号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第三項の規定に基づき、平成十年労働省告示第八十八号（労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成十九年七月六日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

次の題名を付する。

労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

表中 身長検査

二十歳以上の者

を

身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。） 二 妊娠中の女性その他の者であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 三 BMI（次の算式により算出した値をいう。 以下同じ。）が二十未満である者 $BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$ 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが二十二未満である者に限る。）

に改め、尿

中の糖の有無の検査の項を削る。

○厚生労働省告示第二百四十九号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月六日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫